

令和8年度 地域別最低賃金 全国一覽

厚生労働省は、すべての都道府県で令和8年度の地域別最低賃金（時給）の改定額を答申したと発表しました。引上げ額は54～65円で、改定額の全国加重平均額は昨年度から56円上昇し1177円となります。上昇率は5.0%です。56円の引上げ額は、昭和53年度に目安制度が始まって以降、昨年度に次いで2番目の大きさです。新しい最賃の発効予定日は10月1日～12月2日で、10月中に発効する地域が37都道府県を占めます。

地域別最賃は、中央最低賃金審議会が示した引上げ額の「目安」を踏まえ、各地方審議会の調査審議を経て決定しました。目安額は、東京などAランクの地域が54円、福岡などBランクと沖縄などCランクの地域が56円としていました。

答申では、33府県が「目安」を上回りました。引上げ額が最も大きいのは65円の佐賀で、目安を9円上回りました。以下、鹿児島が64円、高知と沖縄がともに63円などと続いています。

改定後の最賃最高額は東京の1280円で、最低額は宮崎の1085円です。最高額と最低額の差は現在の203円から8円縮まり、195円となります。最高額に対する最低額の比率も83.4%だったものが84.8%に改善し、金額・比率面ともに地域間格差が縮小します。

都道府県	改定額	発効日	都道府県	改定額	発効日	都道府県	改定額	発効日
北海道	1,131	令和8年10月1日	石川	1,113	令和8年10月3日	岡山	1,104	令和8年10月2日
青森	1,090	令和8年10月29日	福井	1,112	令和8年10月4日	広島	1,141	令和8年10月11日
岩手	1,090	令和8年12月1日	山梨	1,113	令和8年11月1日	山口	1,101	令和8年10月8日
宮城	1,098	令和8年10月1日	長野	1,117	令和8年10月2日	徳島	1,103	令和8年11月1日
秋田	1,090	令和8年10月14日	岐阜	1,121	令和8年10月1日	香川	1,092	令和8年10月1日
山形	1,092	令和8年10月30日	静岡	1,154	令和8年10月15日	愛媛	1,093	令和8年11月1日
福島	1,094	令和8年10月16日	愛知	1,195	令和8年10月1日	高知	1,086	令和8年10月29日
茨城	1,136	令和8年10月18日	三重	1,143	令和8年10月1日	福岡	1,114	令和8年10月4日
栃木	1,125	令和8年10月1日	滋賀	1,136	令和8年10月3日	佐賀	1,095	令和8年11月15日
群馬	1,120	令和8年10月3日	京都	1,180	令和8年11月16日	長崎	1,087	令和8年11月2日
埼玉	1,196	令和8年10月1日	大阪	1,231	令和8年10月1日	熊本	1,092	令和8年12月1日
千葉	1,195	令和8年10月1日	兵庫	1,172	令和8年10月1日	大分	1,096	令和8年11月1日
東京	1,280	令和8年10月1日	奈良	1,107	令和8年10月4日	宮崎	1,085	令和8年10月24日
神奈川	1,279	令和8年10月1日	和歌山	1,101	令和8年10月3日	鹿児島	1,090	令和8年10月25日
新潟	1,108	令和8年10月1日	鳥取	1,090	令和8年10月3日	沖縄	1,086	令和8年12月2日
富山	1,119	令和8年10月1日	島根	1,092	令和8年10月10日	加重平均	1,177	

【厚生労働省】「令和8年度 地域別最低賃金 全国一覽」を引用し社会保険労務士法人NSRで表形式を編集

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimumchiran/index.html

NSRにゅーすのバックナンバーはこちらのURLへ→

<https://nsr-j.com/>

特定社会保険労務士 中島康之